周原出土甲骨の歴史的位相

――殷周關係論に向けて

高島敏夫

はじめに

時の流れるのは早いもので、いわゆる周原甲骨と稱ばれる殷代末期の西周甲骨が發見されてから三〇年になんなんとしている。發見當時は隨分大騒ぎもし、また解讀の試みも多數なされたものの、謎は謎のまま、完全に暗礁に乗り上げてしまった。しかし、二〇〇二年になって曹瑋編著『周原甲骨文』[1]が刊行され、鮮明な擴大カラー寫眞というほぼ理想的な形で資料が提供されて、新たな展開が可能になってきた。周原甲骨は周知のように肉眼では見えないほど微小な文字である。したがって我々が目にする資料の形態としては、當初は模寫、やや後になってモノクロの擴大寫眞の形で出版された。これもほぼ二〇年前のことである。その後、資料としての周原甲骨は謎を殘したまま次第に忘れられていったと言っても過言ではあるまい。件の『周原甲骨文』の出版された時もさほどの反響を呼ばなかったことが、そのことをよく示している。

ところが二〇〇三年から翌年にかけて、これまで周原と稱ばれてきた場所からさらに西北方面へ數キロメートル脚を伸ばした鳳凰山南麓の周公廟附近から、王または諸侯クラスの墓と目される大墓が群をなして發見された。その後大墓群とは別の區畫に中小墓がやはり群をなしていることも明らかになり、今後は長期計畫で發掘が進められることになった。その全貌が分かるにはなお長い歳月がかかることであろう。その上それとは別にもう一つの驚きがあった。この廣大な周公廟遺址のほぼ中心部と目される一角で、また新たな西周甲骨が發見された。後で改めて言及することになるが、この度の西周甲骨は、從來の周原甲骨のように水垢が厚く付着している狀態ではなく、發掘後直ちに文字が讀める狀態で發見されたのである。發掘後は綴合も進められ、二〇〇五年春節前には、七六〇片を五〇〇片餘りにまで綴合したという情報が流された[2]。有字甲骨九九片。識別された文字は四九五字に達し、文字數の最も多い卜甲には三六字刻されているという。現在のところ資料の概略が示されただけであるが、從來の周原甲骨ともかなり共通點を持つものであることが推測できる。〔以下、周公廟甲骨と假稱する〕

當初、周公廟甲骨の内容も盛り込んで論じようとしたが、現時點ではなお一部分の語彙が公表されるに留まる。それで本稿は、もっぱら從來のいわゆる周原甲骨の問題點を整理し、未解決の問題に一つの解決案を提示することにしたい。問題が多岐にわたるため、要點を略述するような展開になるが、紙幅の都合があるのでご容赦願いたい。

第一節　周原甲骨　その問題點

曹瑋編著『周原甲骨文』には長い「前言」が附されていて、これまでなされてきた議論の内容と問題點を整理しているので、本稿もこれを利用する。以下私なりの言葉で問題點を整理することにしたい。

先ず、これまで議論に上ってきた卜辭を掲げる。いずれも殷末先周期のものと考えられるものである。

・癸子（巳）彝文武帝乙宗、貞、王其卯祭成唐□𡉚𠬝母其彝血羌三豚三由又正（H11: 1）[3]

・才文武……王其邵帝……天□典𠦪周方白□□由正亡ナ……［王］受又二（H11: 82）

・貞王其𠦪又大甲𠦪周方白□由正不ナ于受又二（H11: 84）

王と周方伯

文意がいまひとつ通らないまま議論しなければならないもどかしさがあるが、先ずこれまで議論されてきたことを整理すると、これらの文章に出てくる「王」が殷王であるのか、周王であるのかということが問題になってきた。「周方伯」は周の文王以外には考えられないので、これを周の文王とすると、「王」は理の當然として殷王ということになる。

しかしここで異論も出てくる。それというのも、これらが殷王の貞卜した甲骨であるなら、なぜ殷墟からでなく周原から出てくるのか、という素朴な疑問が湧いてくるからである。それで、殷の貞卜者が周に投降する時に殷墟から持ってきたものである、という解釋が出てくる。實際、同時期である殷墟第五期甲骨の文字もかなり微小な文字になっていて、共通性もあるからである。しかしこの解釋もまだ落ち着きが悪い。なぜなら、殷墟から出土する甲骨とは鑽鑿の形などの様式面で根本的に違っていて、殷墟甲骨と周原甲骨とは別系統のものであると言わざるを得ないからである。

しかしそうであるならば「王」は果たして殷王を指すのであろうか？「周王」自身を指すのではないかという疑問まで湧いてくる。ここで導き出されて來るのが、「王」と「周方伯」とは一人の人物であるという解釋である。この場合、「王」を貞人が用いる稱謂とし、「周方伯」は「殷の先王」と區別するための稱謂として用いられているのであって、過去の君臣關係でもって稱んでいるのだ、という解釋である。從來の說からするとかなり工夫された跡が見られるものの、同一人物と考えるのは苦しい解釋だと言わざるを得ない。

鍵を握るのは、殷王が「周方伯」たる周の文王に行なった儀禮關係の甲骨が、なぜ周原から出てくるのか、という問題である。そこで重要なキーワードになるのが𠦪という語であるが、そのことは後に改め

て述べることにして、その前に、この問題とも關わりの深い問題にも言及しておきたい。それは「帝乙宗」の場所の問題である。

「帝乙の宗」はどこにあるのか？

さきほど引用した「癸子（巳）彝文武帝乙宗」の「文武帝乙」とは誰で、「宗」の場所はどこか？　という問題である。

先ず「文武帝乙」が殷代最後の王である帝辛（紂）の父・帝乙を指すということについては衆目の一致するところである。殷末の金文〈切其卣二〉にも「隮文武帝乙宜」のように「文武帝乙」の語が見える。何れも「帝乙」以外を指すものとは考えにくい。この銘文についても後で改めてとりあげる。

問題になっているのはむしろ「宗」の場所が周原なのか、あるいは殷地のどこかであるのか、ということであるが、ここでもまた、殷の先王を祭ることを刻した甲骨がなぜ周原から出てくるのか、という疑問に逢着することになる。この疑問の根底にあるものは、周がその敵國である殷の先王の「宗」を周原に造るはずがないという前提である。このような前提を自明であると考える以上、「宗」の場所を周原にあると考えることはできない道理になる。そこから導き出されるのは、「宗」の場所は殷地のどこかにあったはずだという考えである。そしてこの甲骨は、殷人が周に投降する時に持ってきたものである、ということになる。あるいはまた、周人が殷を滅ぼした後、戰利品として周原に持ち歸ったものであると考えたり、何らかの理由で殷地から持ってきた、などと様々な理由を考えなければならないことになるが、根底にあるのは、前述したように、周がその敵國の殷の先王を祭るはずがないという前提である。しかしこの大前提は果たして動かし難いものであろうか？

當然のことながらこの點に疑問を抱いた先學もあった。すなわち、殷は周の宗主國であるから、附屬國としての周は周原に「文武帝乙宗」を建て殷王を祭ったという。そしてこの考えの裏づけとして、漢代に南匈奴が三龍寺を建てて天神を祭り、漢帝をも一緒に祭ったケースがあり、それと同じように考えられるとする。私自身の考えも比較的この考え方に近いのであるが、後世にそのような例があることを示し、可能性を述べるだけにとどまる憾みがある。後に改めて述べるが、殷が異族を支配する場合、軍事力などによる政治的な支配形態をとるのではなく、殷王朝の祭祀を受け入れさせるというスタイルをとり、その結果として宗教的に支配するという形をとっていた。このような支配形態は、次の西周王朝が氏族たちを周の官職に任命するという形で政治的ヒエラルキーを構築しようとした支配形態とは根本的に發想を異にする。この點も注意しておくべき事柄である。上記のような殷の支配形態からすれば、かりに周が殷の祭祀を受け入れていたのであれば、殷の祖考・祖神を祭る宗廟を周原に造ることは何ら不思議なことではないのである。實際、前述の〈切其卣二〉という殷末の金文には、「隮文武帝乙宜。在𩰫大𠂤、遘乙翌日。」のように、召の聖所で「帝乙」を祭った例が見られる。この召は殷と宗教的な親縁關係にあって殷墟甲骨第一期の卜辭には「西史召」（合集5637他）とも稱ばれていたのであるが、殷代末期に至ってもなおそのような關係にあった

ことが、この銘文によって知られるのである。なお今し方述べた、殷王朝の支配形態については、白川静氏が初期の論文集『甲骨金文學論叢』[4]に収録された「釋史」や「作册考」ですでに綿密に論證されていたことだが、本稿もこの捉え方を繼承する。

「冊」概念について

さて、さきほど殷王が「周方伯」たる周の文王に行なった儀禮關係の甲骨が、なぜ周原から出てくるのかという問題を解く際の重要なキーワードとして冊という語に言及した。この語についてもこれまで多くの意見が述べられ、議論が盡くされたかに見えるが、先へ進むステップとするために、問題點を整理しておくことにする。

一つは冊は征伐・册伐あるいは征伐と關係のある軍事行動だという解釋である。この解釋によれば、「冊周方伯」とは、周方伯つまり周の文王を征伐するの意である、ということになる。

もう一つの意見は、「冊周方伯」とは殷王が周の文王を西伯に册命することであるというものである。この解釋は、「册」を「册命」の「册」と見なしたことが基になっている。「册」そのものは、西周時代の金文に「册令（命）」という形で頻出する語でもあるから、字形の類似を根據にする限りでは成立しそうな議論である。しかし殷墟甲骨に見られる冊の用例とはかなり様相を異にしているため、論證の材料にはなりにくい。それに「册命」という考え方自體、殷文化の名殘を色濃く留めた西周時代前期にはまだ見られない、すぐれて周的なものであって、西周中期になってはじめて現われるものであることは、以前に詳しく論じた通りである。[5]

「冊」の意味は、周的な文化が始まる以前の殷文化時代の言語表現の中で考える必要がある。この「冊」概念についても本稿は基本的には白川説を踏襲するが、後ほど項を改めて述べる。

周原甲骨の族屬

ここまで周原甲骨が周人のものであるのか、それとも殷人のものであるのか、という議論がなされてきたことについて述べてきた。この議論は、周人と殷人とが截然と分かれるということを前提になされているわけだが、實際には、殷末に多數の殷系豪族が周王朝に歸屬しているわけであるから、多くの殷人が周人に轉じていった過渡期でもある。從って、殷人・周人という區分けをすること自體が矛盾を孕むことになる。殷末周初のような宗教と政治との激變期においては、殷系の氏族・周系の氏族という區分けの方が有效であろう。

ここでは、殷墟出土甲骨とは明らかな違いのある、周原甲骨の考古學的な特徴を整理しておく。周原甲骨には地方色とでも言うべき特徴がある。例えば龜甲上に竝ぶ鑽鑿の形がその一つである。周原甲骨の場合には緊密に方鑿が竝んでいるが、殷墟の龜甲の場合は圓鑿になっていて見た目にも直ぐに分かるほどの違いがある。また肩胛骨の場合にも明らかな工作の違いがあって、周原甲骨の肩胛骨が平底の圓鑿になっているのに對して、殷墟甲骨の場合には弧形底の圓鑿になっていて、これまた一目で違いが分かるほどである。なお殷墟甲骨とは別に、地方色の比較ということで言えば、四川省成都で出土した甲骨の場合

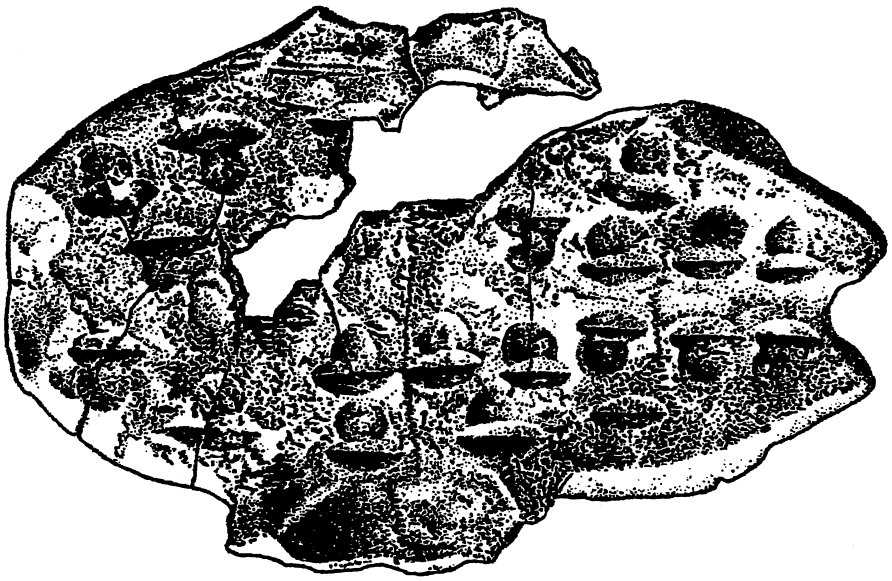

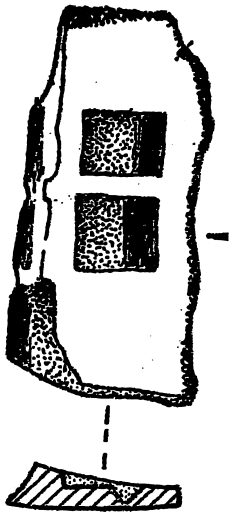

2　(H11:014) 1:1

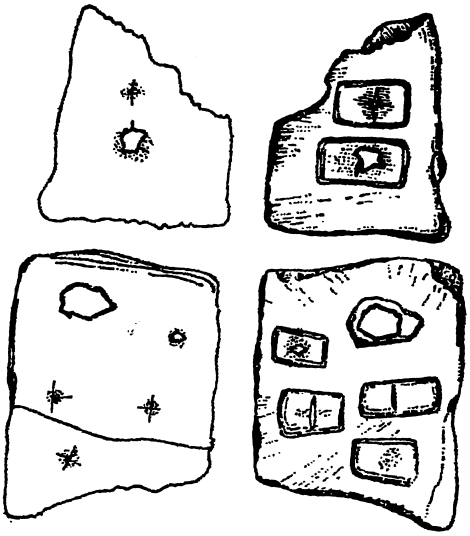

にはさらに大きな違いがあって、正方形に近い方鑿ではなく、長方形の方鑿になっているという現象が見られる。このように、甲骨には殷末周初という一時期に絞って比較しただけでも明らかな地方色があるのである。周原甲骨は殷墟甲骨とも成都甲骨とも系統の違う西周王朝獨自のものと考える方が自然だと考える。以上紙幅の都合上簡略な説明に留めざるをえないので、前頁の圖を參考にして頂きたい。(6)

以上、曹瑋氏の整理をお借りしながら、本稿の基本的な姿勢も同時に述べる展開になった。曹瑋氏自身は、問題點の整理をした後で、考古學者の立場から宮廟の斷代を一層嚴密にするために、次のような提案をしている。すなわち、周原甲骨の出土した灰坑から出土した大量の玉石雕飾・角質器・蚌殼・陶片、さらにはこれまで周原から出土した大量の青銅器をもっと積極的に活用すべきであるというものである。これらの具體的な研究が周原甲骨の斷代にどれほど有效に働くのか今のところよく分からない。それで本稿では發掘當時發表された情報(7)に基づき、周原甲骨には殷末先周期にまで遡るものを含むという前提で進めて行くことにする。殷末先周期のものという認識は、甲骨が出土した岐山縣鳳雛村甲組宮廟遺址の年代を木柱炭屑のカーボン一四放射測定により紀元前一〇九五±九〇年と鑑定されたことによるものであるが、後にも述べるように、殷墟甲骨第五期の修辭と對照させて同時代のものと判斷できるという認識にもとづいている。

第二節　殷王朝の支配形態について　「𠙵王事」と「𠙵」

「𠙵王事」

周原甲骨を解釋する際に最も大きな障壁となっているのが、「𠙵」という概念であることは、この問題に一度でも取り組んだことのある者なら誰しも氣付くことである。しかし問題の所在が分からないために暗礁に乘り上げているというのが現狀であろう。この「𠙵」は殷王朝の支配形態と密接な關係にある語なので、少し先走る形になるが述べておくことにする。

殷王朝の支配形態に關する考え方は白川靜氏が『甲骨金文學論叢』の「釋史」と「作册考」で詳論されたことがある。氏の文字學の根底にある「𠙵」を祝告器と規定された畫期的な論考であることは周知のとおりだが、論文が難解であることと、祝告器が祝詞と規定されたこととによって、分かりにくさが常につきまとって來た。これはノリト概念に對する一般の理解が十分でないことにも起因すると愚考するが、しかしここでノリト論を展開するには長大な論文を必要とするため、別の機會に讓り、今は白川氏の展開された殷王朝の支配形態についての考えを、私見を交える形で簡單に述べておくことにする。

殷墟甲骨第一期の卜辭に「𠙵王事」なる表現がかなりの度合いで頻出する。ここで「事」とした文字𠙵は用例によっては「史」とも「使」とも釋される文字であるが、これを王のノリトを容れた器を捧持している字形だとするのが白川説である。この器は祝告器あるいは載書とも稱ばれる。この載書を捧持して遠方の國に向かう時には、載書の上

部に吹き流しが付く字形になっていることが多く、付かない字形とでは用法を若干異にする。この吹き流しを付けた方を遠方への「使」と見なせば「𠙵王使」と釋するのが適切に見えもするが、「事」字はまた祭祀の意味も含んでいて、單なる使者の意味ではないので、敢えて「王事」と釋されるわけである。ここにいう「王事」とは王室の祭祀のことである。「𠙵」は「載」と釋され「行なう」の意味に用いられている。從って「𠙵王事」とは、「王室の祭祀を行なう」の意味である。卜辭であるから、「王室の祭祀をこれから出向く相手國が行なうかどうか」を神に問う卜辭、ということになる。殷王朝は直接從屬していない國々に向けて、このような文書をかなりの度合いで頻繁に發していた。相手國が受け入れれば、殷の祭祀をその國でも行なうわけで、殷王朝の祭祀を受け入れることによって、殷王朝に宗教的に從屬するという形になる。「𠙵王事」關係の卜辭には、時には相手國が受け入れない場合を想定した「貞、畢弗其𠙵王事〔貞ふ、畢はそれ王事を行なはざらんか〕」（合集5480）のような卜辭も多數見える。殷の支配形態とはこのように、政治的に直接支配するのではなく、王朝祭祀を受け入れさせることによって宗教的に支配する形をとっていたのである。ここで「ノリト」という言葉にこだわっておくならば、「ノリト」とは宗教的な意味をもった王命のことである。

　このような宗教的な支配形態は、古代の王朝が政治的な支配に進む前段階で普遍的に行なわれたもので、身近な例で言えば、我が國の古代でも行なわれていたことがある。邪馬臺國の卑彌呼の時代がそれである。このような支配形態を和辻哲郎はかつて「宗教的な封建制」と稱んだが[8]、政治的な支配形態の前段階としての宗教的な支配形態を明確に認識した巧みな表現だと思う。しかし、このような殷の支配形態の性格をよく示している「𠙵王事」という表現そのものは、第二期以降に姿を消してしまう。ではそのような支配形態そのものがなくなったのかというと、そういうことではない。殷の滅亡に至るまでこの支配形態は繼續されていたものと思われる。そのことを示すのが、「𠙵王事」と相似た意味内容をもつ「冊」關連の卜辭である。「𠙵王事」とは共存して用いられることがないことから、別系統の卜辭と思われる。

冊

　「冊」は多義的な語であるが、まずその原義を押さえた上で、派生義へと進むことにしたい。

　「冊」は犧牲を用いる祭儀の𡆥・𠙵・𠙵・卯・伐・𢦏などとあわせて用いられるという特徴があり、さらに「冊」に用いられる牲獸の數が他の祭儀よりも遙かに多いという現象に着目して、「冊」は牲獸を補充し、他日の牲殺に備えるための特殊な儀禮ではないか、と白川氏は推定された。そのような推定は、その字形の構成要素である「册」字形の圖象文字の中に鳥が附されたものがあることと、後世の文獻資料も參照して、「養獸之官」の存在が想定できることとをその裏づけとされた。そして、册の字形は牲獸を收容する檻の形であり、「冊」はその犧牲補充のことを神に奏上する儀禮であるとされた。これが「冊」の原義である。白川氏の語彙ではこれを神への「祝告」と表現される。「册」の下部に「口」が附加されていることからする當然の歸

結である。

「𠕋」はこのように犧牲のことを神に奏上する儀禮を示す動詞的な文字であるが、奏上の內容を記した言葉を容れる器を「𠙵」でもって表わした。このような字形の構造から、「册」字形そのものが「𠙵」の中に入れる簿書（文書）の意味に轉化していくのは極めて自然な成り行きである。實際、「册」が後に「册書（策書）」の意味に用いられるようになるのは、西周時代の「册命形式金文」や更に後の「春秋左氏傳」などに見られる通りである。以上に紹介した白川氏の分析は、「册」字形と「𠙵」字形の起源とを二つながら解き明かす重要な分析であった。

ところでここで述べようとしているのは、周原甲骨にも出てくる「𠕋」の派生義である。これは白川氏によれば「戰爭に際して、敵方に對する何らかの呪術的儀禮を行なう」もので、そのことに從ったものは概ね沚𢀛という部族であった。沚𢀛は「𠕋册」という行爲を通じてそのことを行なったのだが、「𠕋册」とは册を擧揚する意味である。以上は白川氏の說明を略述したものであるが、私の考えるところでは、𠕋にはノリトが入っており、それを擧揚するという行爲は、「𠙵王事」に相似た行爲である。白川氏はそのことには言及されないが、論理的にはそのような意味をもつ。相違點と言えば、そこに敵方に對して「伐」を加えるという表現が伴う場合が多いという點である。しかし「𠙵王事」の場合にも、殷王朝の祭祀を相手國が受諾するかいなかが大きな問題であって、受諾しなかった場合には、相手國に對して何の壓力もかけなかったとは考えにくい。それぞれが別系統の卜辭であることも考えれば、こうした微妙な表現の差異はありうることだと考える。「𠙵王事」の方がそうした含みを表さなかったのに對して、𠕋の方はそれを明示したものだった、と言えるのではないか。

以上のように「𠙵王事」概念と「𠕋」概念との相似性を踏まえた上で、殷代最末期の甲骨である殷墟甲骨第五期の「𠕋」の對象を見ると、「夷方」（合集 36498）と「盂方」（合集 35623, 36512）とに限られている。、西周時代の金文にも出てくる盂はかつて殷の傘下に入っていた豪族であるが、殷代最末期にいたって、殷王朝から離反し、西周王朝に接近していたのであろう。

第三節　殷末先周期の殷周文化

㈠殷末の周原遺址

周原甲組宮廟

周原の岐山縣鳳雛村出土のいわゆる甲組宮廟遺址から出土した木柱炭屑のカーボン一四放射鑑定では紀元前一〇九五±九〇年という數字が出ている。本稿ではこの數字が克殷以前を示すものと考えて議論を進める。克殷の年代を割り出す場合、西周時代の曆譜の問題とも深く關連してくるため、常に假設的な域を出ないジレンマがあるが、近年の學者の說の大部分がこの紀元前一〇九五年以降に算出されていることから考えても[9]、克殷以前の建築と考えて大過ないだろう。この宮廟から出土した甲骨の時期も同時期のものと考えて進めることにする。殷墟出土の甲骨と關連づけるなら、殷墟甲骨第五期と重なる。修辭の

上でも後ほど述べるように殷墟第五期と共通點が多い。

扶風縣召陳村の宮廟群と「貞宮」甲骨

扶風縣召陳村からは宮廟群が出土した。いずれも西周時代のものだが、下層の建築群は周初のもの、上層の建築群は西周中期のものと報告されている。[10] ここで注目すべき事柄は西周中期と見なされた建築群のうちF8と名づけられた建築物が天圓地方に形作られていたことである。[11] 天圓地方とは屋根の形が圓形、それより下の部分が方形になっているという意味である。漢代の宮殿が天圓地方という理念を實現する建物になっていることは周知のことであるが、その先蹤が西周時代にまで遡ることになった。

なお、召陳村から比較的近距離にある齊鎭村から出た甲骨に「保貞宮、吉（保、宮を貞ふ。吉なり。）」（FQ2）という刻辭が見えるが、皇天尹大保という稱號をもつ召公との關係を連想させるものである。

㈡殷末先周期の殷周文化の考古學的認識

殷末先周期に於ける殷周關係を考える場合、甲骨文や文獻資料のみに頼っているとある種の偏向に陥りやすい。讀み手の中にある先入觀でもって資料を讀み取ってしまいやすいからである。そのような讀み方は、いわば豫め用意された、お誂え向きの解釋と言っていいだろう。少なくとも殷末先周期の考古學に關する限り、これまでの常識の見直しを迫られる狀況になっている。

今回參考にするのは、盧連成・胡智生兩氏によってまとめられた『寶鷄強國墓地』[12] 附錄一の「陝西地區西周墓葬和窖藏出土的青銅禮器」である〔以下盧・胡論文と略稱する〕。

盧・胡論文は、殷末先周期を含む西周時代の一三六座の墓葬から出土する青銅器を資料として、基本的な特徴を統計的にまとめ、青銅器の器種・器形・文様・出土器の組み合わせ、という觀點から時期ごとの特徴を分析したものである。一三六座の墓葬は陝西省以外に、甘肅・河南・山西・河北及び北京地區をも含むが、こうした廣範圍の墓葬と比較しながら陝西省の墓葬における特徴を浮き彫りにした。

盧・胡論文は、左に示すように、これまでの西周時代の分期とは違う立て方をする。殷末先周期を第一期とするのである。

一期＝王季・文王・殷代帝乙～帝辛〔先周〕
二期＝武王・成王・康王・昭王
　早段＝武成期
　中段＝成康期
　晩段＝昭王期
三期＝穆王・共王
四期＝懿王・孝王・夷王
五期＝厲王・共和・宣王・幽王

本稿のテーマから盧・胡論文の論旨を讀み取ると、小墓における殷周の葬式の相違と中大墓における共通性という現象が注目される。

先ず、中・大墓に見られる彝器の組み合わせが食器と酒器との組み

合わせになっていて、周人と殷人との間に共通點が見られるということである。これは周の上層部と殷の上層部との祭祀形態が共通したものであったことを物語る。言い換えれば、上層部すなわち王朝レベルの祭祀に關わる族長層の祭祀形態が、殷と周の文化圏において共通したものになっていたことを意味する。もっと具體的に言えば、周が殷の祭祀を受け入れたことを意味する。こうした祭祀形態の共通性は、殷になお宗主權があった時代であるから、殷を中心とする宗教的秩序の中で殷と周とが君臣關係を結んでいたことになる。このことは甲骨文から讀みとれる殷王朝の宗教的な支配形態と一致するものである。

では小墓の場合はどうなっていたのか？　殷末先周にあたる第一期で先ず第一に擧げるべき事柄は、小墓の彝器の組み合わせが周人と殷人との間で特徴的な差異が見られることである。つまり、周人の小墓では〈鼎・𣪘〉という食器のみの組み合わせが見られるのに對して、殷人の場合には〈爵・觚〉という酒器の組み合わせが見られるということである。この〈爵・觚〉という組み合わせそのものは、鄭州二里岡以來見られる殷の傳統的な組み合わせである。このような彝器の組み合わせの相違は、殷の文化圏と周の文化圏との基層における祭祀形態の相違を物語るものと思われる。

こうして、中大墓における上層部の共通性と小墓における相違との意味するところを捉え直してみると、氏族内での祭祀においてはそれぞれ傳統的な祭祀形態をとり、王朝レベルの祭祀においては周王朝では殷の祭祀形態を享受したということである。

以上のことから分かるのは、殷末先周期における周王朝が殷王朝の祭祀を受け入れる形で殷王朝に形式上從屬していたということである。卜辭レベルでは「𠙵王事」が實際に享受されていたことになるが、この表現自體は第一期に限られていて、第五期卜辭に見られるのは、「𠙵」である。そして𠙵の對象としては、殷墟甲骨の場合には「盂方」「夷方」であり、周原甲骨の場合には「周方伯」ということになる。

㈢殷末の文字資料に見られる新しい現象

(1)殷末金文

殷末先周期の文字資料にも幾分變化が現われる。先ず金文から見てみよう。殷代の金文と言えば、文字資料というよりも、氏族の徵表と考えられる圖象文字が壓倒的に多いのだが、殷代末期に入ると銘文資料としての金文が出現する。銘文の修辭が殷墟第五期の甲骨文や周原甲骨とも共通しているところから見て、ほぼ同時代と見てよいと思われる。西周時代に入れば金文は銘文資料として現われるのであるが、殷末にそれと同じような長さをもつ銘文が一足はやく出現するわけである。例えば比較的よく知られる〈𠬝其卣二〉を見てみよう。[13]

乙巳、王曰𨺅文武帝乙宜。在𥁕大𡨦、遘乙翌日。丙午𩰫、丁未𦎫。己酉、王在梌。𠬝其易貝。在四月、隹王四祀、翌日。

（乙巳、王曰く、「𨺅して文武帝乙に宜せよ」と。𥁕の大𡨦に在り、乙の翌する日に遘ふ。丙午𩰫し、丁未𦎫（祭）す。己酉、王梌に在り。𠬝其、貝を賜ふ。四月に在り。隹れ王の四祀、翌する日な

り。）

年代を最後に「在四月、隹王四祀、翌日。」と記している。殷式の紀年形式である。最後の王である帝辛・紂の四年四月翌する日とある。「翌」とは祭りの名である。西周時代の銘文では「王〇年〇月初吉」というように冒頭に記されるのが一般であるのと對照的である。

「文武帝乙」という表現は周原甲骨にも見えているが、「文武」という語は殷墟甲骨でも第五期に至ってはじめて現われる。祖考を祀る時に祖考の名を美化して用いる語である。なお王の名に「帝」を付けて稱ぶ言い方は第三期にも「帝丁」「帝甲」の例が見られたのだが、殷代最末期の第五期に再び現われる。このような現象にもその背後に何らかの特別な事情があったのではないかと思われるが、なお未解明な問題である。

⑵殷墟甲骨第五期の卜辭に見られる新しい現象

「令」字の激減

なお、殷墟甲骨第五期の文辭上の特徴の一つとしてもう一點擧げるべきことがある。それは命令の意味で用いられる「令」がこの時期に入って激減していることである。説明を簡略化するために表を掲げておくことにする。[14] このように殷王の發する命令がこの時期に入って急激に減少したということは、殷王朝の政治的權力が急激に後退したことを物語る一つの現象であると思われる。

第一期（二三九七〇片）……一〇八九例（四・五四％）→八・九四％
第二期（　四七三四片）……　三四例（〇・七二％）
第三期（　五二四一片）……　三五例（〇・六七％）
第四期（　三六一五片）……　一五九例（四・四〇％）→第一期
第五期（　四三九六片）……　一三例（〇・三〇％）

殷墟甲骨第五期に「天邑商」という名稱が出現する

殷の都のことを「天邑商」と稱んだようだが、これも第五期になって現われる名稱である（合集36540・36548他）。そもそも「天」の思想は西周王朝の成立以後に出てきたというのが常識的な見方であるが、殷末の第五期甲骨にすでに、「天」の「邑」としての「商」という名稱が見えている。常識的な見方からすれば奇妙なことになるのだが、克殷以前のこの時期に「天」の思想が殷の方にもすでに浸透していた可能性を示唆する。ほぼ同時代のものである周原甲骨には「□告于天由亡咎」［H11: 96］という文が見えていて、殷の超越神「帝」のような存在として、周側ではすでに「天」が信仰の對象となっていたことは明らかである。前述した「帝乙」なる王名の問題とともに大きな謎であるが、これまでの殷の傳統とは斷絶した名稱の中に、殷末における政治的混迷が想定できる。

以下、殷墟甲骨第五期に入ってから甲骨文の修辭上に見られる新しい現象を見ていくことにする。この考察はもともと後節で改めて考察する周原甲骨の修辭を理解するための豫備的な分析であって、第五期に見られる修辭上の新しい現象の全てを示すものではないことを豫めお斷りしておきたい。

「彝」が祖廟の祭祀に多用される

第五期になって始めて現われる用例というわけではないが、第五期では、「彝才中丁宗、才三月」（合集 38223）のように「彝」が祖廟における祭祀を意味する語として用いられることが多い。「才」の有無に違いがあるが、周原甲骨でも「癸巳彝文武帝乙宗」という表現が見える點で共通している。周原甲骨が殷墟第五期と同時代のものであると見なせる材料の一つである。

「文武〇〇」

この件についてはすでに言及したので重複するが、周原甲骨との關連性が高い語句である。「文武丁」「文武宗」「文武升」「文武帝」のように「文武〇〇」という形の表現が第五期に入ってから現われる。それ以前には全く用いられなかったものであるだけに、祖神に對する意識の變容があったものと思われる。しかもその用例を見てみると、これらの「文武〇〇」なる宗廟において祭祀を行ない、「丙戌卜貞、翌日丁亥、王其𠂤于文武帝正、王受𠂤𠂤。（合集 36168）」のように「征討」への祐助を願う主旨のものが多い。

「𠂤王事」から「𠂤王令」へ

これは僅かに一例を見るだけなので參考程度にとどまるが、第一期には全く見えなかった表現であるだけに、注目しておきたい。もともと宗教的な意味をもつ王命であった「王事」が、第五期になって政治的なレベルで捉えた「克𠂤王令。」（合集 36909）のように用いられるようになる。そこに宗教的な支配形態から政治的な支配形態へと時代的に變容していく際の、意識の變化が現われたとも見えるのだが、一例だけで議論をするわけにはいかないので、そのような含みをもつ現象であることを指摘するにとどめたい。ただ、周原甲骨にも「克事」［H11: 6］の語句もあり、この引用文の「克𠂤王令」の表現と通ずるところがある。

「〇方白（伯）」という呼稱

この呼稱は實は第五期になって初めて現われる表現ではないのだが、第五期の甲骨文に殷王の征討の對象として「〇方伯」が現われるのである。具體的に言えば「王來正盂方白炎（王來りて盂方伯炎を正せんか）」（合集 36509）などがそれである。殷王朝にとってはこの盂氏が討伐の對象となっていた。この盂氏はその後、周原甲骨で「周方伯」と稱ばれた西周王朝の側に有力な豪族として付き從うことになるのである。

ところで、『甲骨文合集』を第一期から第五期までを通觀して感じるのは、第五期に至って文字が極端に小さくなる傾向がある點である。周原甲骨のように擴大鏡でないと見えないほどではないにしても、判讀しにくい文字も少なくない。小字ばかりではないものの、それ以前の時期と比較してそのような印象を受ける。これも殷代末期の傾向と考えていいのではないか。

殷末先周と稱ばれるこの時期は、殷王朝にとっては文字通り末期で

あり、西周王朝にとってはまだ前段階の黎明期に當たるが、雙方においてそれ以前の時期とは質的に違う大きな變化が見られはじめた時期である。この現象はある意味では、殷王朝の周化、西周王朝の殷化とも言い表わせられるかも知れないが、殷周雙方にとってもはや抗しがたい時代の見えざる力によって大きく變容しつつあった時期と考えていいだろう。

第四節　周原甲骨三片の讀解

周原甲骨は殷墟甲骨とは明確な違いがあり、殷墟から運び込まれたという解釋は成立しにくい。かりに殷墟甲骨第一期の王族卜辭・多子族卜辭のような特殊卜辭の存在を想定するとしても、擴大鏡を用いないと讀めないほどの文字が刻された甲骨が殷墟から出土していない以上、その可能性もないと言っていいだろう。それで西周王朝獨自の甲骨という考え方に落ち着くことになる。しかしそうであるならば、あたかも殷墟で行なわれたかのような内容をもつ卜辭がなぜ西周王朝の中心部である周原から出土するのか、という疑問を解決しなければならない。これには𠙵字の解釋が鍵を握っているわけだが、第二節で述べた事柄を思い出して頂きたい。「𠙵」は「𠙵王事」とともに殷の宗教的な支配形態を象徴的に示す語句であった。すなわち、𠙵は宗教的な内容をもつ王命を掲げて、服從しない國、あるいは敵對する國に向けて使者を發し、相手國にそのような王命を傳え、從わせることを示す語句であったと考える。場合によっては征伐することもありうる、という含みをもつものである。周原甲骨で解讀しきれなかったのはその方面の卜辭である。

以上のように考えるなら、これらの卜辭は殷墟から使者の手で運び込まれたという解釋も成り立ちそうであるが、甲骨の様式が殷墟のものでないことと、内容的に西周王朝側の語や卜辭も入っていることとを理由に、否定せざるをえない。それでは可能性としてどのような考え方が成り立ちうるのか？　私の考えでは、殷の使者が（恐らく口頭で）傳えた内容を周側が刻して、その殷王朝の祭祀の受諾の可否を占ったものではないか。そしてそのような使者として想定できるのが、殷王朝からかつて西史召と稱ばれ、殷末に至るもなお殷王朝と密接な關係を結んでいた召氏ではないかということである。この場合、使者という語はふさわしくないかも知れない。むしろ媒介とすべきかも知れないが、「𠙵王事」や「西史召」のもつ概念からそのように表現したまでである。實際、周原甲骨には「大保」の名が二例見える（H11: 15・H11: 50）。また卜字付きの合文の字形になっている召の名も五例見えていて、召の判斷を刻している。例えば「卜曰竝由克事（召曰く、竝びにここに克く事へん）」（H11: 6）は「殷の祭祀を行なう」の意味だと思う。「竝」とはあるいは周・召ともの意味ではあるまいか。このような卜辭の見えていることと、前節でみた考古學の知見とが、殷からの「𠙵王事」を周が受け入れたと私が考える根據である。召氏は西周王朝では皇天尹大保という重々しい稱號を拜するようになるが、殷王朝から西周王朝への交代劇に重要な思想的役割を果たしたことは周知のとおりである。これらの周原甲骨からそのような交代劇に繫がる一端が讀みとれるかどうかは今後の課題だが、整理の進みつつある

周公廟甲骨も新しい資料を加えることになるだろう。周公廟甲骨にも「周公」の名の他に「大保」の名が見えていることからもそのような可能性が期待できる。[15]

1　癸子（巳）彝文武帝乙宗貞王其卲祭成唐□禦𠬝□母其彝血𠬝三豕三由又正［H11: 1］[16]

2　貞王其𠦪又大甲𠦪周方白□□由正不左于受又二［H11: 84］

3　才文武……王其卲帝〔乙〕……天啓典𠦪周方白□□由正亡又左……［王］受又二［H11: 82］

ここでは最も難解なH一一ー八二片を中心に讀解を試みる。同一と同八四も關連の深いものなので、言及しながら進めていくことにする。

先ずH一一ー一から

1　癸子（巳）彝文武帝乙宗貞王其卲祭成唐□禦𠬝女其彝血𠬝三豕三由又正［H11: 1］

「帝乙」は殷王朝の最後から二番目の王・帝乙であることは言うまでもない。「王」は殷王朝最後の王・帝辛（紂）である。前述した殷末金文に「隮文武帝乙宜。在𩰫大𡨦、遘乙翌日。」という文があり、「文武帝乙宗」が西史召たる召公の聖所にあった可能性もある。であるとすれば、すでに周原に移っていた召公の領地にそれがあった可能性も簡單に否定できないであろう。

【訓讀】癸巳、文武帝乙の宗に彝（まつ）りて貞ふ。王は其れ成唐□を卲祭し、……𠬝三豕三を……、ここに正することあらんか。

【大意】癸巳の日に、文武なる帝乙の宗廟にて彝りをし神意を問う。王は「文武帝乙」の宗廟で正することの可否を卜したことを記す。その際殷の始祖成唐（湯）の靈を迎えその意向を問うた。犧牲には𠬝三と豕三を用いるべきであろうか。

2　貞王其𠦪又大甲𠦪周方白□由正不左于受又二［H11: 84］

【訓讀】貞ふ。王は其れ𠦪りて大甲に侑し、周方伯に𠦪す。寧（やす）からんか。ここに正するに佐けあらざらんか。ここに又祐を授けられんか。

【大意】卜問する。王は（祖神の）大甲に𠦪して侑薦し、周方伯に𠦪することの可否を問う。正するに佐助はないのか。祐助はあるのか。

3　才文武……王其卲帝〔乙〕□……天啓典𠦪周方白□□由正亡左……［王］受又二［H11: 82］

【訓讀】文武なる□の〔宗〕に在り。王其れ帝〔乙〕を卲す。……天啓す。周方伯に典𠦪す。ここに正するに左くること亡からんか。……〔王〕は又祐を授けられんか？。

【大意】文武なる□において、……王は帝〔乙〕を招いて拜する。……天も感應する。周方伯に典𠦪する。これを正するに佐助はないのか。祐助を授けられるのか。

「天」の下の字を今度の擴大カラー寫眞で「啓」と讀むことができた。他に「君」「尹」などかなり近い字形とも對照させてみたが、「啓」と見るのが最も自然である。この卜辭も難解であるため、大半が推測に基づく不充分な解釋になるが、現在の知見の範圍で解釋を試みることにする。文武なる□の〔宗廟〕において、王は帝乙の靈を迎え拜した。儀禮の一節である。「帝□」は「帝乙」と假定した。その時、「天啓」があった。周方伯に典𠭯という殷の祭祀の受諾を求める儀禮を行なった。「正」すというのはこの場合、實際の「征伐」とは違うような氣がする。しかし、𠭯と連動しているので、殷の祭祀の受諾を強く求める意味をもつ何らかの行爲であろうと推測する。帝乙も天も共在する儀禮を通じて、祖神の祐助の有無を問うのであろう。「天啓」を導くのは皇天尹大保の役割であり、卜問を行なうのも召氏であろう。周方伯は召公を媒介として殷の祭祀を受諾するのである。それが前にも引用した「卧曰竝由克事」という卜辭である。

大膽な推測に見えるかも知れないが、殷の神である帝と周の神である天とが共存する場になっている以上、これまでの常識の範圍ではとうてい理解できない場面である。そしてもしもこの推測がいくらかでも現實性を帶びているとするならば、帝の宗教から天の宗教へと大きく轉換していく殷周革命直前の混沌とした政治の情況を描き出すことができる。

補論　二重權力論導入の提起

殷末先周期の殷周間の様相は、宗教的には殷周が君臣關係にあるものの、實質的には殷の豪族が擧って周に歸屬しているため、政治的な實權が周に移行してしまっていた。しかし政治的な實權が西周王朝に移行していたとしても、宗教的な權威としての殷王朝が影響力を完全に失ったわけではない。影響力をなおも保持する宗教的な存在として、殷王は東に君臨するわけである。周の文王を「西伯」と稱ぶのはこのような情況の中でこそ理解できるであろう。このような情況を理解するためには、國家論の立場から二重權力という考え方を導入する必要がある。[17] それでこの觀點から、現時點での私の構想を記して結びとしたい。

周にはすでに「天の思想」に基づく思想的なバックボーンが出來上がりつつあった。そのことが周原甲骨にすでに見えている。そのような形而上の思想的なバックボーンを構築する上で大きな役割を果たしたのが召公ではないかと思われる。

殷墟甲骨第五期から現われる「天邑商」という名稱は、周の「天の思想」との關連なしには理解できないだろう。「天の思想」は殷王朝の内部にもすでに浸透しつつあったのではないだろうか。そして、「天の思想」が「帝の思想」に取って代わるほどの影響力をもつようになった結果、殷周革命という事件が起きたのではないか。そして二重權力という構造が解消し、西周王朝に一元化していったのではないか。二重權力論の觀點からすると、殷周革命の思想的な背景をそのように描き出すことができる。

ところで、「天の思想」によって殷王朝が滅ぶことがなかったなら、この二重權力の構造はもっと長期にわたって續いていたであろう。例えば、春秋戰國時代においてすでに實質的な權力を失っていた周王朝

が形式的に長く存續したのはそのような理由からである。このような二重權力の構造を分かりやすい譬えで言うならば、我が國の平安末期から鎌倉期にかけてがそれと相似た構造になっていた。この時期は、政治的實權を失った西の律令國家と、政治的實權をもつ東の鎌倉幕府との二重權力という様相を呈した時期である。東の武家政權にも在地宗教のバックボーンがあった。しかし鎌倉政權は自らの宗教的なバックボーンを前面に出すことを選ばず、天皇政權の秩序の中に自らを位置づけることに終始した[18]。それが結局、二重權力という構造を存續させたのである。今日まで天皇制を殘した大きな理由だと思う。

註

（1）世界圖書出版社。二〇〇二年十月。

（2）「人民日報」二〇〇五年二月一六日付の記事に基づく。「文物」二〇〇六・八に徐天進「周公廟遺址的考古所獲及所思」が掲載され、周公廟甲骨が西周早期のものであろうと記しているが、詳しい報告はまだこれからのようである。

（3）H11: 1は整理番號であるが、H11は灰坑一一から出土したという意味である。ここでのテキストは議論の關係で、『周原甲骨文』に從ったが、第四節で掲げるテキストは私見によるものとする。

（4）油印本。後に朋友書店から『甲骨金文學論集』（一九七三年）として刊行された。また平凡社『白川靜著作集　別卷』として近刊の豫定になっている。

（5）「西周〈昭穆期〉の位相〔話體版〕」（一）～（五）（「西伯」〔西伯社〕一號～五號所收）。

「『令』字論序說〔話體版〕」（一）～（三）（「西伯」〔西伯社〕六號～七號所收）

（6）上から殷墟甲骨、周原甲骨、成都甲骨である。

（7）「文物」（一九七九・一〇）所收の陝西周原考古隊「陝西岐山鳳雛村西周建築基址發掘簡報」。

（8）『和辻哲郎全集　第十二卷』（岩波書店。一九六二年一〇月）所收「日本倫理思想史　上」第一篇參照。和辻のいう「倫理思想」は所謂〈倫理道德〉の意味ではなく、〈共同體意識〉の意味である。

（9）B. C. 1030（吉本道雅）、B. C. 1023（平勢隆郎）、B. C. 1070頃（松丸道雄）、B. C. 1040（周文康）、B. C. 1045（倪德衛）、B. C. 1051（高木森）、B. C. 1055（營孟源）、B. C. 1111（嚴一萍・董作賓）、B. C. 1087（白川靜試案）、B. C. 1075（唐蘭）、B. C. 1018（周法高）。

（10）「文物」（一九八一・三）所收の陝西周原考古隊「扶風召陳西周建築群基址發掘簡報」。

（11）同右所收の傅熹年「陝西扶風召陳西周建築遺址初探」。

（12）文物出版社・一九八八年。

（13）『白川靜著作集　別卷　殷文札記』「第八章　殷金文例」のテキストと訓讀に從った。

（14）「甲骨文合集」の分期に從ったが、第四期は第一期に入れるべきであろう。そうすると第一期は八・九四％となり、以下第二期（〇・七二％）→第三期（〇・六七％）、第五期（〇・三〇％）というように、徐々に現象していき第五期で急減することになる。

（15）前出「人民日報」によれば、「周公」七例。「大保」三例としている。

（16）テキストは私見による。

（17）二重權力論という考え方は瀧村隆一の「二重權力論」（『革命とコミューン』イザラ書房。一九七七年、一月。所收）によった。また氏の國家論を集大成した『國家論大綱　第一卷』（勁草書房。二〇〇三年五月）にも「權力とは何か？」という項があり、明快に整理している。ただ、ここでの議論は私獨自の判斷による展開であることをお斷りしておく。

（18）律令國家と鎌倉幕府との二重權力という捉え方は、吉本隆明『源實朝』（筑摩書房。一九七一年八月）を參考にしたが、天皇制の存續云々という考え方は私獨自のものである。
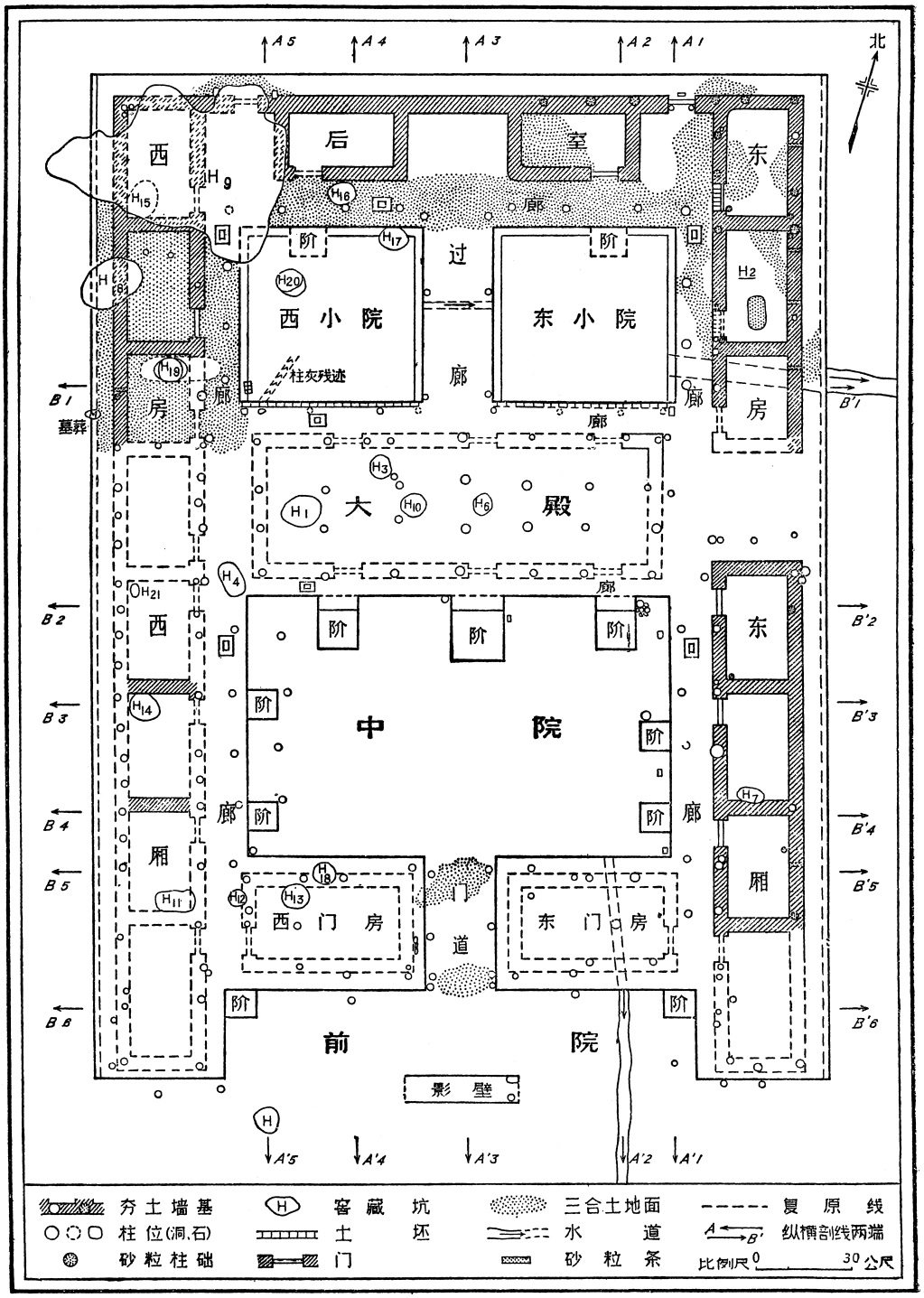
岐山凤雏西周甲组宫殿（宗庙）基址平面图